

第 8 期宇治市障害福祉計画及び

第 4 期宇治市障害児福祉計画の策定に向けて

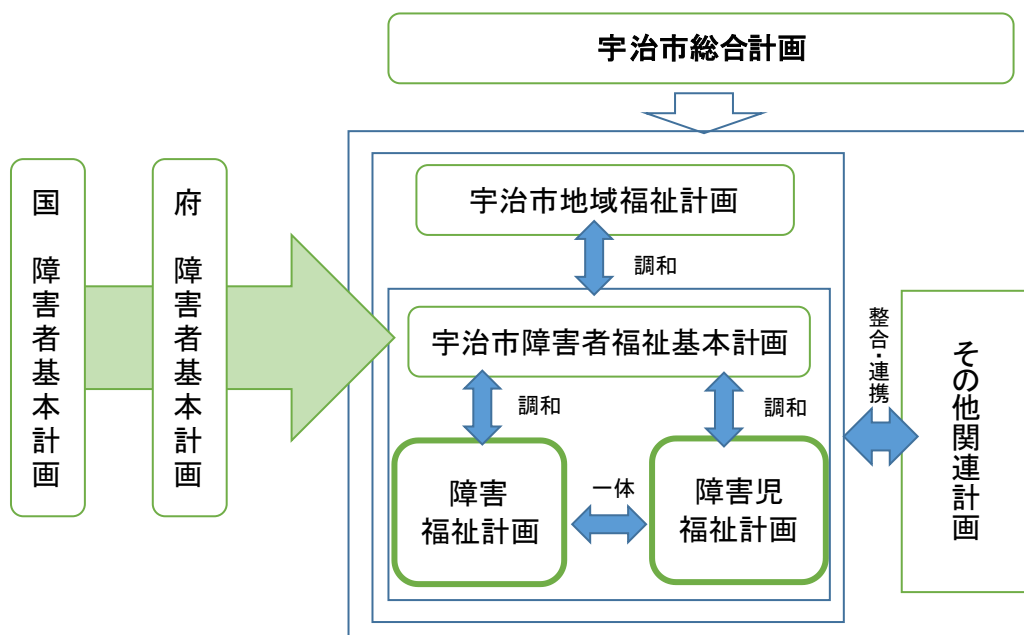
1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけ

「障害福祉計画」は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条において「市町村障害福祉計画」と規定される法定計画であり、同じく「障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条において「市町村障害児福祉計画」として規定される法定計画となります。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、国の示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針」（基本指針）を踏まえ、障害福祉サービス等の具体的な提供体制の整備について定めるものです。

両計画は、令和 6 年 3 月に策定した宇治市障害者福祉基本計画（令和 6 年度～令和 11 年度の 6 か年計画）の障害福祉サービス分野における 3 か年の実施計画と位置づけています。

また、両計画に関する上位計画等につきましては、国の障害者基本計画をはじめとする下図のような体系となっています。



第3期障害者基本計画・・・令和6～11年度（6年間）

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画・・・令和9～11年度（3年間）

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
国	障害者基本計画	第1次： 10年間		第2次： 10年間										第3次： 5年間					第4次： 5年間					第5次： 5年間														
京都府	障害者基本計画 (※第2期＝第1期の後期 重点計画：5年間)											第1期：10年間					第2期(※)			第3期： 5年間			第4期： 4年間		障害者・障害児 総合計画 6年間													
	障害福祉計画(者)・ 障害児福祉計画(児)									第1期(者)： 3年間			第2期(者)： 3年間		第3期(者)： 3年間		第4期(者)： 3年間		第5期(者)・ 第1期(児)： 3年間		第6期(者)・ 第2期(児)： 3年間		【 第5期基本計画・ 第7期(者)計画・ 第3期(児)計画 を統合 】															
宇治市	障害者福祉基本計画	第1期： 13年間(H18見直し)										第2期： 12年間										第3期： 6年間					第4期： 6年間											
	障害福祉計画(者)・ 障害児福祉計画(児)									第1期(者)： 3年間			第2期(者)： 3年間		第3期(者)： 3年間		第4期(者)： 3年間		第5期(者)・ 第1期(児)： 3年間		第6期(者)・ 第2期(児)： 3年間		第7期(者)・ 第3期(児)： 3年間		第8期(者)・ 第4期(児)： 3年間		第9期(者)・ 第5期(児)： 3年間		第10期(者)・ 第6期(児)： 3年間									
	(参考)地域福祉計画						第3期： 7年間					第2期： 11年間					第3期： 12年間																					
	(参考)総合計画	第4次： 10年間										第5次： 11年間										第6次： 12年間																